

北海道後期高齢者医療広域連合公印規則の一部を改正  
する規則をここに公布する。

平成19年11月22日

北海道後期高齢者医療広域連合長

大場

印



北海道後期高齢者医療広域連合規則第16号

北海道後期高齢者医療広域連合公印規則の一部を改正する規則

北海道後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「ある」を「あると」に改め、同条第4項中「取扱に」を「取扱いに」に改める。

第8条第1項中「等、公印の印影」の次に「又はこれを伸縮したもの（以下単に「公印の印影」という。）」を加える。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（広域連合以外の者による公印の印影等の使用）

第10条 公印の印影又は電子印（以下「公印の印影等」という。）を広域連合以外の者に使用させるときは、総務担当次長に合議の上、事務局長の決裁を受けなければならない。

2 公印の印影等を広域連合以外の者に使用させる事務を所管する事務局次長は、不正使用その他事故を防止するため、公印の印影等を使用する者が当該公印の印影等を適正に管理するよう、適切な措置を講じなければならない。

別表北海道後期高齢者医療広域連合長印の項の前に次のように加える。

北海道後期高齢者医療 広域連合印	てん書	正方形	25×25	1個	広域連合 高齢者医療 北海道後期	総務担当 次長
---------------------	-----	-----	-------	----	------------------------	------------

別表北海道後期高齢者医療広域連合長印の項の次に次のように加える。

北海道後期高齢者医療 広域連合長印	古印体	正方形	18×18	1個	広域連合 高齢者医療 北海道後期	総務担当 次長
----------------------	-----	-----	-------	----	------------------------	------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。